

●厚生労働大臣の定める掲示事項(令和元年10月1日現在)

■領収書及び明細書の発行について

- (1)診療に関する領収書は、全ての患者さんに会計時に発行いたします。
- (2)診療明細書を会計時に発行いたします。明細書を希望されない場合は、会計時にお申出ください。

■入院基本料に関する事項

当院は、「入院基本料の施設基準」のうち次の各項目に適合しています。

(1)急性期一般入院料 6 (一般病床 45床)

当院の一般病床には、1日12人以上の看護職員(看護師及び准看護師、うち看護師が7割以上)が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝9時00分～夕方17時00分までは、看護職員1人当たりの受け持ち数は4人以内です。
- ・夕方17時00分～朝9時00分までは、看護職員1人当たりの受け持ち数は7人以内です。

(2)地域包括ケア入院医療管理料1(13対1看護配置、25対1看護補助配置)(病床数 30床)

当院の地域包括ケア病床には、1日11人以上の看護職員(看護師及び准看護師、うち看護師が7割以上)が勤務しています。また、1日に5人以上の看護補助職員が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝9時00分～夕方17時00分までは、看護職員1人当たりの受け持ち数は5人以内です。
看護補助職員1人当たりの受け持ち数は8人以内です。
- ・夕方17時00分～朝9時00分までは、看護職員1人当たりの受け持ち数は8人以内です。
看護補助職員1人当たりの受け持ち数は30人以内です。

■施設基準の適合性に関する事項

1. 当院は、次の施設基準に適合している旨、関東信越厚生局長に届出を行っています。

【基本診療料の施設基準等】

- | | |
|---------------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 急性期一般入院料 6 | <input type="checkbox"/> 療養環境加算 |
| <input type="checkbox"/> 入院時食事療養(Ⅰ) | <input type="checkbox"/> 医療安全対策加算 2 |
| <input type="checkbox"/> 診療録管理体制加算2 | <input type="checkbox"/> 感染防止対策加算 2 |
| <input type="checkbox"/> 患者サポート体制充実加算 | <input type="checkbox"/> 地域包括ケア入院医療管理料1(30床) |
| <input type="checkbox"/> データ提出加算 1 | <input type="checkbox"/> 機能強化加算 |

【特掲診療料の施設基準等】

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 薬剤管理指導 | <input type="checkbox"/> 検体検査管理加算(Ⅰ) |
| <input type="checkbox"/> 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ) | <input type="checkbox"/> ニコチン依存症管理料 |
| <input type="checkbox"/> 運動器リハビリテーション(Ⅰ) | <input type="checkbox"/> 入退院支援加算2 |
| <input type="checkbox"/> 糖尿病合併症管理料 | <input type="checkbox"/> がん治療連携指導料 |
| <input type="checkbox"/> がん性疼痛緩和指導管理料 | <input type="checkbox"/> 在宅がん医療総合診療料 |
| <input type="checkbox"/> 在宅療養支援病院3 | <input type="checkbox"/> がん患者リハビリテーション料 |
| <input type="checkbox"/> 胃瘻造設時嚥下機能評価加算 | |
| <input type="checkbox"/> 医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術(胃瘻造) | |
| <input type="checkbox"/> 在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料 | |
| <input type="checkbox"/> CT撮影及びMRI撮影(4列以上16列未満マルチスライスCT) | |

【先進医療の施設基準等】

- | |
|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 超音波骨折治療法 |
|-----------------------------------|

【介護・医療調整関係の施設基準】

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 別添1の「第40の2」の3の注5に規定する施設基準(脳Ⅱ介) |
| <input type="checkbox"/> 別添1の「第42」の3の注5に規定する施設基準(運Ⅰ介) |

2. 当院は、入院時食事療養（Ⅰ）に関する届出を行っています。

これは、管理栄養士により管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供するものです。

■特別の療養環境に関する事項

（1）特別の療養環境の提供

「特別の療養にかかる料金（室料差額）」徴収室が18室19床ございます。

室料（金額）については次のとおりです。

- ・ 特別個室 5室 1日につき町内居住者 5,500円（税込）、町外居住者 6,600円（税込）
〔201号、202号、203号、205号、206号〕
- ・ 個室（A） 5室 1日につき町内居住者 4,400円（税込）、町外居住者 5,500円（税込）
〔213号、221号、222号、223号、225号〕
- ・ 個室（B） 7室 1日につき町内居住者 3,300円（税込）、町外居住者 4,400円（税込）
〔216号、311号、312号、313号、315号、316号、321号〕
- ・ 2床室 1室 1日につき町内居住者 2,200円（税込）、町外居住者 3,300円（税込）
〔215号〕

■保険医療機関の従業者以外の者による看護（付添看護）について

当院においては、患者の負担による付添看護は認められておりません。

■指定を受けた介護保険の事業

介護療養型医療施設、（介護予防）通所リハビリ、（介護予防）訪問リハビリ、居宅療養管理指導

■医療機関の指定状況

労働者災害補償保険法指定医療機関、結核予防法（適正医療）、生活保護法（医療扶助）
身体障害者福祉法（厚生医療）、原爆医療法（一般疾病医療）、精神保健法（通院医療）

■医療安全の取組みについて

当院では、診療部長を責任者とする医療安全管理委員会を設置し、月1回定期的に開催し、医療安全対策に係る取組の評価を行っています。

また、当院での受診、医療安全、支援等についてのご相談は、地域医療連携室内に設置してある医療安全相談窓口で、医療安全管理者又は医療安全に関わる職員が対応します。